

令和 7 年度第 3 回市川警察署協議会

1 開催日

令和 8 年 1 月 13 日（火曜日）

2 開催場所

市川警察署

3 出席者

・協議会委員 6 人 ・警察署 7 人

4 業務報告

（ 1 ） 令和 7 年 11 月末までの犯罪発生状況について

（ 2 ） 令和 7 年 11 月末までの交通事故発生状況について

（ 3 ） 諮問事項回答の取組状況報告

（ 4 ） 懲戒処分事案説明

5 委員からの意見・質問に対する回答状況

【質問】4月から自転車の道交法改正により、耳にイヤホンを付けて走行すると違反、反則金の対象になるということであるが、現状、オートバイや車では、イヤホンを片耳に付けて話していても、違反にならないが、自転車でも片耳だけ付けているのであれば違反にならないのか。また、走行中に電話がかかってきても、一回止まって通話していれば違反にならないのか。

【回答】自転車でも車でも携帯電話通話に関し、停車している状況であれば違反になることはありません。自転車で走行中、片耳でイヤホンを付けて周囲の状況を把握できるのであれば、通話していても違反になりません。

【質問】私は、小学校の登下校の見守りをしています。その際、自転車が多く通り、横断歩道を自転車に乗ったままで信号機のボタンを押し、乗ったまま自転車で横断歩道を渡ります。どのようにすればよいか、教示願いたい。

【回答】押しボタンのある横断歩道は歩行者しか渡れません。自転車に乗ったまま渡ることは出来ないので、見守りの際は、交番の警察官と相談して、一緒に対応するなどしてください。

【質問】昔、横断歩道に自転車の通るマークの様なものが塗装され、自転車はここを走行してくださいというようなものがあったが、今は無いのか。

【回答】市川署管内にはありません。

6 答申等に対する措置結果

なし。

7 その他

令和 8 年千葉県警察年頭視閲を視察した。